

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 土地利活用課

法令名	土地収用法			法令番号	昭和26年 法律第219号		
手続名	事業認定申請書の却下			根拠条項	第19条第2項		
審査基準	土地収用法施行規則第2条及び第3条に規定する方式を欠き、定められた期間内に欠陥の補正をしないとき。又は、佐賀県手数料条例第2条第1項に定める手数料を納めないとき。						
	受付機関	土地利活用課	処理機関	土地利活用課	交付機関	土地利活用課	標準処理期間 7 日 標準経由期間 日